

令和6年度

償却資産申告の手引き

渋川市

提出期間 令和6年1月4日(木)～1月24日(水)

※地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに申告していただくこととなっていますが、期限間際の申告は大変混み合いますので、お早めの申告をお願いします。

申告の方法及び提出書類 (◎は必ず提出、○はできる限り写しを添付してください。)

	資産の増減 (異動) 有無	提出書類				備考
		申告書	種類別 明細書	法人税申告書 (別表⑬の写)	固定資産台 帳の写し	
今年度初めて 申告される方	資産のある方	◎	◎	○	○	申告書の「18備考」欄の「3. 新規申告」に○を付け、事業を開始した年月日等を記入し、令和6年1月1日現在に所有されている資産を申告してください。
	資産のない方	◎				申告書の「18備考」欄の「4. 該当資産なし」に○を付けてください。
前年度申告 されている方	増減(異動) がある方	◎	◎	○	○	申告書の「18備考」欄の「1. 増減あり」に○を付け、令和5年1月2日～令和6年1月1日までの増加資産と減少資産の内訳を申告してください。
	増減(異動) のない方	◎	◎			申告書の「18備考」欄の「2. 増減なし」に○を付けてください。
	廃業・解散・ 転出された方	◎				申告書の「18備考」欄の「5. 閉鎖・廃業・解散等」に○を付け、その年月日を記入してください。
eLTAX (エルタックス) による申告手続きをされる方		インターネットを利用した償却資産の電子申請ができます。 詳しいご利用方法等につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。 (https://www.eltax.lta.go.jp)				

※該当の資産がない場合でも、事業所把握等のために必要となりますので、申告書のみ(種類別明細書は不要)御提出いただきますようお願いいたします。

◎申告書(控)の返送を希望する場合

郵送で申告書を提出し、收受印のある申告書(控)の返送を希望する場合は、料金分の切手を貼り送付先を記入した返信用封筒を同封してください。

申告書の提出先及び問い合わせ先

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地 渋川市役所 税務課 資産税係
電話 0279-22-2189 (直通) FAX 0279-24-6541

1 償却資産とは

土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産を「償却資産」といい、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となる資産は、毎年1月1日現在の状態を申告する必要があります。

この手引きを御参照の上、種別・品名・取得金額・取得年月日・耐用年数等、所有されている償却資産の内容を御申告ください。

・主な償却資産の種類

資産の種類		具体例 ※（ ）の数字は標準的な耐用年数
第1種	構築物	コンクリート舗装(15)、アスファルト舗装(10)、ブロック塀(15)、フェンス(10)、金属製看板(20)、その他看板(10)、金属製ビニールハウス(14)、その他ビニールハウス(8)等
第2種	機械及び装置	太陽光発電設備(17)、各種機械設備(用途によって耐用年数が異なります)等
第3種	船舶	モーターボート(5)、ヨット(4)等
第4種	航空機	ヘリコプター(5)、グライダー(5)等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト(4)、金属製の台車(7)等 (自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます)
第6種	工具、器具及び備品	金属製の事務机・いす・キャビネット(15)、パソコン(サーバー用を除く)(4)、冷暖房機器(6)、看板・ネオンサイン(3)、陳列棚・陳列ケース(冷蔵機能なし)(8)、自動販売機(5)等

主な償却資産を業種別に例示すると、次の表に掲げるとおりです。

業種	対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、LAN設備、その他
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、その他
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機、その他
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除く。)、大型特殊自動車、その他
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、その他
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、その他
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付きも含みます。)、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、その他
不動産賃貸業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装、その他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、その他
農業	ビニールハウス(パイプハウス)、農業用車両(小型特殊自動車を除く) 温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具、その他

○次に掲げる資産も申告の対象となります。

- ・償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ・建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ・遊休又は未稼働の資産であっても、毎年1月1日現在において事業の用に供することができる状態にあるもの
- ・清算中の法人が所有する資産で、清算事務の用に供している資産及び事業用として貸し付けている資産
- ・借用資産(リース資産)であっても契約内容が割賦販売と同様である資産
- ・決算期以降に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ・福利厚生のに供するもの

- ・大型特殊自動車で分類番号が0、00～09、000～099、9、90～99、900～999のもの
- ・取得価格が20万円未満の資産であっても個別に減価償却しているもの
- ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産
- ・少額償却資産等であっても、貸付け（主要な事業である場合を除く）の用に供した資産

○次のような資産は、申告の対象外となります。

- ・自動車税又は軽自動車税の対象となる車両
- ・無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、コンピューターソフト等）
- ・棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ・絵画、骨董品等の「美術品」「芸術品」で、減価しない(価値が下がらない)もの
ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの（取得価額が1点100万円未満である物等）は課税対象となります
- ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの
- ・取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ・法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で、取得価額が20万円未満のもの

※少額な資産の取扱いについて

地方税法上の少額な資産の取り扱いを表にまとめると、次のとおりです。

	申告の対象	申告の対象外
30万円以上	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5ほか)	
30万円未満		
20万円以上	個別に減価償却しているもの	
20万円未満		
10万円以上	法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産 (20万円未満)	3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、 所得税法施行令第139条第1項)
10万円未満		一時に損金算入 (法人税法施行令第133条、 所得税法施行令第138条)
		※貸付け用は申告対象
		※貸付け用は申告対象

申告義務違反（不申告・虚偽の申告）に対する措置

正当な理由がなく不申告の場合は、所有者に10万円以下の過料を科することがあります（地方税法第386条及び市税条例第75条）。また、虚偽の申告をした場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（地方税法第385条）。

申告内容の確認調査、過年度への遡及等について

申告内容について、地方税法第353条及び第408条に基づいて、お問合せや資料提供の依頼、実地調査等を行っておりますので、その際は御協力をお願いいたします。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

実地調査等に伴う申告内容の修正や、資産の申告漏れによる賦課決定に際しては、資産を取得された翌年度（地方税法第17条の5第5項の規定により、最大で5年度分）まで遡って追加課税をすることとなります。なお、過年度分について追加（遡及）課税となった場合、通常の納期とは異なり、一括での納付となりますので御留意ください。

2 納税義務者等

- (1) 賦課期日（1月1日）現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。
- (2) 課税標準額
償却資産に対して課する固定資産税の課税標準額は、毎年1月1日における償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものをいいます。
- (3) 決定価格
課税標準額の基礎となる決定価格は、定率法により求められた評価額の合計となります。
- (4) 税率及び税額
固定資産税の税率は、100分の1.4です。
固定資産税の税額は、課税標準額に税率を乗じた額です。
- (5) 免税点
償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。
- (6) 課税台帳の閲覧
令和6年4月1日から閲覧に供します（身分証明書・委任状・社印などが必要になりますので、不明な点はお問い合わせください。）。
- (7) 納期等
4月、7月、9月、1月の末日で年4回（末日が休日の場合は、翌開庁日）
4月中旬に発送する納税通知書にてお知らせします（土地、家屋もお持ちの方は、合算した税額でお知らせします。）。

3 償却資産の評価方法

- (1) 取得価額
原則として国税の取扱いと同様です。
- (2) 定率法による減価率
原則として耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。
- (3) 減価残存率
評価額を計算する際に用いる減価残存率は「1－減価率」で求めることができます。
ただし、資産を取得した初年度は、取得月に関わらず一律に半年分減価することになっているので、初年度のみ「1－（減価率／2）」の計算式を用います。なお、小数第4位が生じた場合は切り捨てとなります。

減価率・減価残存率一覧表（抜粋）

耐用年数	減価率	減価残存率	
		初年度	2年目以降
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.84	0.681
7	0.28	0.86	0.72
8	0.25	0.875	0.75

耐用年数	減価率	減価残存率	
		初年度	2年目以降
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858

耐用年数	減価率	減価残存率	
		初年度	2年目以降
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.12	0.94	0.88
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
25	0.088	0.956	0.912
30	0.074	0.963	0.926

（4）評価額の計算方法

償却資産は、提出された申告書に基づき、取得価額を基礎として取得後の経過年数に応じた価値の減少を考慮し、評価計算した上、価格を決定します。

前年中に取得された償却資産（初年度の評価額）

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価額} \times \text{耐用年数ごとの減価残存率（初年度）}$$

前年よりも前に取得された償却資産（次年度以降の評価額）

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年の評価額} \times \text{耐用年数ごとの減価残存率（2年目以降）}$$

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

（5）税額の計算

決定された価格を課税標準額とし、その額に税率（1.4%）を乗じたものが、償却資産の税額となります。

4 地方税と国税の取扱いの比較

固定資産税（償却資産）と国税の主な取扱いの比較は次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
最低残存価格	残価5%が下限	残価1円が下限
圧縮記帳の制度 （租税特別措置法）	認められません	認められます
中小企業者の少額資産の 損金算入特例	金額にかかわらず、認められません	認められます
増加償却 （所得税法、法人税法）	認められます	認められます
改良費	区分評価	原則区分評価

5 主な償却資産とその耐用年数

※この表は対象資産を一部掲載したものです。

資産の種類		細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数		
1	構築物	アスファルト路面	10	野立看板(金属造のもの)	20	プレハブ・仮設物置	7		
		コンクリート路面、砂利道	15	野立看板(その他のもの)	10	街路灯(金属造のもの)	10		
	建物附属設備	コンクリート造又はブロック造の塀	15	工場緑化施設	7	ビニールハウス(金属製のもの)	14		
		金属造又は木造の塀	10	庭園	20	ビニールハウス(金属製以外のもの)	8		
		簡易可動間仕切り	3	店用簡易装備	3	受変電設備	15		
		その他可動間仕切り	15	日よけ設備(金属製のもの)	15	給排水又は衛生設備及びガス設備(屋外のもの)	15		
2	機械及び装置	食料品製造業用設備	10	石油製品又は石炭製品製造業用設備	7	ガス業用設備			
		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10	プラスチック製品製造業用設備	8	製造用設備	10		
		繊維工業用設備		ゴム製品製造業用設備	9	供給用設備	22		
		炭素繊維製造設備(黒鉛化炉)	3	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9		鑄鉄製導管	13	
		その他の設備	7	窯業又は土石製品製造業用設備	9		鑄鉄製導管以外の導管	13	
		木材又は木製品製造業用設備	8	業務用機械器具製造業用設備	7		需要者用計量器	13	
		家具又は装備品製造業用設備	11	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備		その他の設備	15		
		ハルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12	光ディスク製造設備	6	映像、音声又は文字情報製作業用設備	8		
		印刷業又は印刷関連業用設備		プリント配線基板製造設備	6	鉄道業用設備			
				フラットパネルディスプレイ、半導体素子又は半導体集積回路製造設備	5	自動改札装置	5		
				その他の設備	8	その他の設備	12		
				電気機械器具製造業用設備	7	道路貨物運送業用設備	12		
		化学工業用設備		情報通信機械器具製造業用設備	8	倉庫業用設備	12		
		臭素、よう素又は塩素、臭素又はよう素化合物製造設備	5	輸送用機械器具製造業用設備	9	運輸に附帯するサービス業用設備	10		
		塩化りん製造設備	4	その他の製造業用設備	9	飲食料品卸売業用設備	10		
		活性炭製造設備	5	農業用設備	7	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備			
		ゼラチン又はにかわ製造設備	5	林業用設備	5	石油又は液化石油ガス卸売用設備	13		
		半導体用フォトレジスタ製造設備	5	漁業用設備	5	その他の設備	8		
		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5	水産養殖業用設備	5	飲食料品小売業用設備	9		
		その他の設備	8	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備		その他の小売業用設備			
		鉄鋼業用設備		坑井設備	3	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8		
		表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5	石油又は天然ガス鉱業用設備	6	掘さく設備	12	技術サービス業用設備	
				その他の設備	6	その他の設備	14	計量証明業用設備	8
		純鉄、原鉄、ベースメタル、フェアラロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備	9	総合工事業用設備	6	その他の設備	10	宿泊業用設備	10
		その他の設備	14	電気業用設備		飲食店用設備	8	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
		非鉄金属製造業用設備		電気業用水力発電設備	22	洗滌業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13	その他の生活関連サービス業用設備	6
		核燃料物質加工設備	11	汽力発電設備	15	娯楽業用設備			
				内燃力又はガスタービン発電設備	15	映画館又は劇場用設備	11		
		その他の設備	7	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	18	遊園地用設備	7		
				柱上変圧器	15	ボウリング場用設備	13		
		金属製品製造業用設備		鉄道又は軌道業用変電設備	15	教育業又は学習支援業用設備			
		金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6	太陽光発電設備(売電用)	17	教習用運転シミュレータ設備	5		
				その他の設備	10	自動車整備業用設備	15		
		はん用機械器具製造業用設備	12	熱供給業用設備	17	その他のサービス業用設備	12		
		生産用機械器具製造業用設備		水道業用設備	18	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの			
		金属加工機械製造設備	9	通信業用設備	9	機械式駐車設備	10		
				放送業用設備	6	主として金属製のもの	17		
		その他の設備	12	その他の設備		その他のもの	8		

資産の種類	細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数	
3	船 船	モーターボート	4	ボート・ヨット	5		
4	航 空 機	ヘリコプター	5	グライダー	5		
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト	4	台車(金属製)	7	台車(その他) 4	
6	工 具	測定・検査工具(電子)	5	切削工具	2	型(金属加工用、合成樹脂、ゴム、ガラス成型用、鋳造用) 2	
		治具及び取付工具	3	金属製柱及びカッペ	3		
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	器 具 及 び 備 品	家具、電気機器、ガス機器等		パソコン(サーバー用のものを除く)	4	金庫(手掛け用) 5
			事務机・いす及びキャビネット(金属製のもの)	15	パソコン(その他のもの)	5	金庫(その他用) 20
			事務机・いす及びキャビネット(その他のもの)	8	複写機、計算機、タイムレコーダー等これらに類するもの	5	大型コンテナ(長さが6メートル以上のもの) 7
			陳列だな及び陳列ケース(冷蔵、冷凍機能付きのもの)	6	その他の事務機器	5	ドラム缶、コンテナその他の容器(金属製のもの) 3
			陳列だな及び陳列ケース(その他のもの)	8	テレタイプライター、ファクシミリ	5	ドラム缶、コンテナその他の容器(その他のもの) 2
			応接セット(接客業用)	5	インターホン及び放送用設備	6	理容・美容機器 5
			応接セット(その他用)	8	電話(デジタル構内交換及びデジタルボタン電話設備)	6	消毒殺菌用機器 4
			接客業容のその他の家具	5	時計	10	歯科診療用ユニット 7
			ラジオ、テレビ等音響機器	5	試験・測定機器	5	レントゲン(移動式・救急用) 4
			冷暖房用機器	6	カラ・映写機・望遠鏡	5	パチンコ台 2
			冷蔵庫・洗濯機・その他電気又はガス機器	6	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8	きのこ栽培用ほた木 3
			食事又は厨房用品(陶磁器製又はガラス製のもの)	2	看板、ネオンサイン	3	自動販売機・両替機 5
食事又は厨房用品(その他のもの)	5	マネキン人形及び模型	2	無人駐車管理装置 5			
その他のもの(金属製のもの)	15	広告器具(金属製のもの)	10	ビニールハウス(金属製のもの) 10			
その他のもの(その他のもの)	8	広告器具(その他のもの)	5	ビニールハウス(金属製以外のもの) 5			

6 過疎地域における固定資産税の課税免除

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「渋川市過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例」に基づき、過疎地域において対象事業の用に供する設備を新たに取得した場合は、申請により固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。

(1) 対象地域

伊香保地区、小野上地区、赤城地区

(2) 対象事業

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業

(3) 免除要件

1月2日から翌1月1日までの間に、取得価格の合計が500万円以上の事業用資産(償却資産においては「機械及び装置」に限る)を取得した場合等。

その他の要件や必要書類等につきましては、渋川市ホームページ「過疎地域における固定資産税の課税免除について」に掲載していますので、御確認ください。

(4) 申請期限

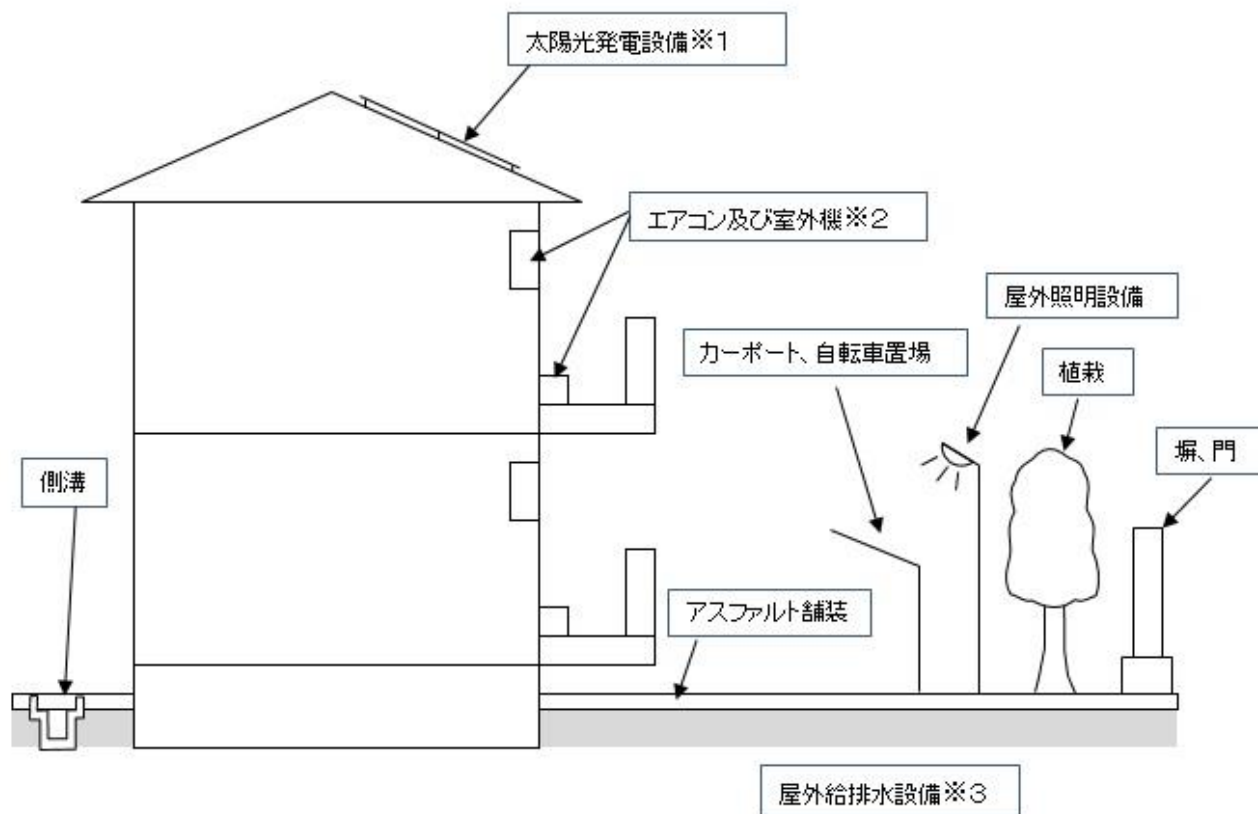
事業の用に供した日の翌年の1月31日まで

条例及び施行規則により申請期限が定められているため、必ず期限までに申告してください。

7 事業用家屋における建物附帯設備（建築設備）等の家屋と償却資産の区分

事業用家屋（店舗、アパート等）の所有者がその家屋に施した建築附帯設備には、家屋として評価されるものと、償却資産として申告していただくものがあります。家屋と償却資産の区分については、下図の「償却資産として申告の対象となるものの例示図」及び9ページの「家屋と償却資産の区分表」を御覧ください。

償却資産として申告の対象となるものの例示図



- ※1 屋根建材一体型のパネルで家屋として評価されている場合は対象外です。
- ※2 天井埋め込みエアコンは償却資産の対象外です。
- ※3 屋外に設置されているものであっても、配管、配線等により屋内の機器と一体になって一式の建築設備として効用を発揮しているものは当該一式の建築設備と判定されます。

○家屋の所有者以外の者が取り付けた家屋の附帯設備について

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者である賃借人（テナント）が、その事業の用に供するために取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用資産を特定附帯設備といいます。特定附帯設備は、事業の用に供することができる資産である場合に限り、賃借人（テナント）が償却資産として申告していただく必要があります（地方税法第343条第9項、渋川市税条例第54条第7項）。

家屋と償却資産の区分表

主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者が同じ場合		
			家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事	○		
電気設備	受変電設備	設備一式		○	
	予備電源設備	発電機・蓄電池設備、無停電電源設備等		○	
	太陽光発電	太陽光発電設備一式(※屋根建材一体型は家屋)		○	
	中央監視装置	設備一式		○	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		○	
	照明器具設備	屋内設備一式	○		
	電力引込設備	引込工事		○	
	動力配線設備		特定の生産又は業務用設備		○
			上記以外の設備	○	
	電話設備		電話機、交換機等の機器		○
			配線・配管、端子盤等	○	
	LAN設備		設備一式		○
	放送・拡声設備		マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○
			配管、配線等	○	
	インターホン設備		家屋評価に含まれる設備	○	
上記以外の設備				○	
監視カメラ(ITV)設備		受像機(テレビ)、カメラ		○	
		配線・配管等	○		
避雷設備		設備一式	○		
火災報知設備		設備一式	○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事(特定の生産又は業務用設備)		○	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器用)		○	
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備	○		
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○	
屋内の配管等		○			
衛生設備		設備一式(洗面器、大小便器)	○		
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスポンプ等		○	
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン等(壁掛、床置き型)、エアシャワー、特定の生産又は業務用設備		○	
		天井埋め込み等容易に移動できないもの	○		
換気設備		特定の生産又は業務用設備		○	
		ダクト、エアカーテン、配管等	○		
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○	
		エスカレーター、ダムウェーター等	○		
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店、ホテル等)、寮・社員食堂等		○	
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		○	
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○	
外構工事	外構工事	工事一式(門、塀、緑化施設等)		○	

※家屋と設備等の所有者が異なる場合には、上記の表の「償却資産」に区分される設備等に加え、その設備等が事業の用に供することができる資産である場合に限り、上記の表の「家屋」に区分される設備等についても償却資産として取り扱われます。

8 課税標準の特例の適用を受ける資産

地方税法及び同法附則に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例を受けることができます。該当する資産がありましたら「種類別明細書」の該当資産の摘要欄に「特例」または「法第〇条」等と記入し、申告書と一緒に必要書類一式を提出してください。

なお、以下の他にも特例がありますので、各法令等を確認してください。

(主な課税標準の特例措置の例)

特例適用事業者等	対象資産	適用条件	特例率	必要書類
一般ガス導管事業者	新設した一般ガス導管事業の用に供する償却資産		1/3 (最初の5年間)	ガス事業許可証
			2/3 (その後5年間)	
公共の危害防止のために設置された施設又は設備	水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設 (わがまち特例)	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得したもの	1/3 (永年)	特定施設設置(使用、変更)届出書
	ごみ処理施設		1/2 (永年)	一般廃棄物処理施設設置許可証
	一般廃棄物最終処分場		2/3 (永年)	一般廃棄物処理施設設置許可証
	産業廃棄物処理施設 (石綿が含まれるもの)		1/2 (永年)	産業廃棄物処理施設設置許可証
	産業廃棄物処理施設		1/3 (永年)	産業廃棄物処理施設設置許可証
	公共下水道使用者が設置した除害施設(わがまち特例)	3/4 (永年)	除害施設計画工事確認申請書の写し	
再生可能エネルギー発電設備設置者 (太陽光発電設備は、自家消費型補助金の交付を受け取得したもの、太陽光発電以外は、固定価格買取制度の認定を受けたものに限る)	特定再生可能エネルギー発電設備 ※1 ・太陽光発電設備 ・風力発電設備 ・地熱発電設備 ・バイオマス発電設備 ・水力発電設備 (わがまち特例)	令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得したもの	2/3 (3年間)	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
			3/4 (3年間)	
			1/2 (3年間)	
先端設備等導入計画認定事業者 (中小企業等経営強化法)	先端設備等導入計画の認定を受けた対象資産 (わがまち特例)	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得したもの	0 (3年間)	※2
先端設備等導入計画認定事業者 (中小企業等経営強化法)	先端設備等導入計画の認定を受けた対象資産 賃上げ表明ありの場合	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得したもの	1/3 (5年間)	※3
	先端設備等導入計画の認定を受けた対象資産 賃上げ表明なしの場合	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得したもの	1/2 (3年間)	

※1 再生可能エネルギーの種類及び出力、取得日によって特例率が異なりますので御注意ください。

※2 先端設備等導入計画に係る申請書の写し、計画の認定書の写し、工業会証明書の写しを提出してください。




(リース資産の場合は、資産を所有しているリース会社が特例の申請を行います。)

※3 先端設備等導入計画に係る申請書の写し、計画の認定書の写し、投資計画に関する確認書の写し、(該当する場合は賃上げ表明を証する書類の写し)を提出してください。

償却資産Q & A

Q 1	償却資産の申告はなぜしなければいけないのですか？
A 1	地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は毎年1月1日現在の資産を申告する義務がありますので、毎年申告をお願いしております。
Q 2	毎年、税務署へは確定申告をしていますが、償却資産の申告もしなくてはならないのですか？
A 2	申告が必要です。確定申告（所得税）や市県民税申告（住民税）は所得に関する申告です。償却資産の申告は市税である固定資産税の計算に必要なものですので、別途「償却資産（固定資産税）申告」をお願いします。
Q 3	耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産でも申告しなければいけないのですか？
A 3	申告が必要です。古い資産で減価償却の済んだ資産や帳簿上は備忘価格（1円）となっている資産であっても、現に所有しており、事業の用に供することができる状態であれば、償却資産の申告が必要です。なお、償却資産（固定資産税）の評価額の最低限度は取得価額の5%です。
Q 4	わずかな償却資産しか所有していない場合は課税されないと聞きましたが、その場合は申告しなくてもよいのですか？
A 4	申告が必要です。償却資産の合計課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、課税されるかどうかは申告書を基に課税標準額を算出して決定しますので、資産の多少にかかわらず申告をお願いします。
Q 5	昨年と比べて償却資産の内容に変更がなくても申告が必要ですか？
A 5	申告が必要です。申告書の「18備考」欄の「2. 増減なし」に○を付けて申告書を提出してください。
Q 6	事業を行っていますが、償却資産の対象となる資産がない場合はどうすればよいのですか？
A 6	償却資産を所有されていない場合も、その旨を申告していただきます。申告書の「18備考」欄の「4. 該当資産なし」に○を付けて申告書を提出してください。
Q 7	廃業・解散・転出しましたが、申告する必要がありますか？
A 7	申告が必要です。申告書の「18備考」欄の「5. 閉鎖・廃業・解散等」に○を付けて、余白にその年月日を記入して申告書を提出してください。
Q 8	所有者が死亡して償却資産を相続しましたが、どのように申告すればよいのですか？
A 8	申告書に記載されている前所有者（被相続人）の住所及び氏名に取り消し線を引いた上で、申告書の「1住所」欄及び「2氏名」欄に新所有者の住所及び氏名を記入してください。併せて、申告書の「18備考」欄に「相続」と記入してください。なお、前所有者と新所有者の住所が同じ場合は、住所の修正をする必要はありません。

Q9	リース資産は申告対象ですか？									
A9	リース資産は、契約内容により申告が必要な場合と不要な場合があります。通常の賃貸借契約によるリース資産の場合、申告は必要ありません。									
	<table border="1"> <tr> <td>リース契約の内容</td> <td></td> <td>資産を借りている方</td> </tr> <tr> <td>契約満了と同時に資産が回収されるような場合（通常の賃貸借契約によるリース資産）</td> <td>⇒</td> <td>申告が不要 (リース会社が申告)</td> </tr> <tr> <td>所有権留保付割賦販売等の、リース期間満了後に資産が使用者の所有物になるような場合（実際の売買に当たるようなリース契約の資産）</td> <td>⇒</td> <td>申告が必要</td> </tr> </table>	リース契約の内容		資産を借りている方	契約満了と同時に資産が回収されるような場合（通常の賃貸借契約によるリース資産）	⇒	申告が不要 (リース会社が申告)	所有権留保付割賦販売等の、リース期間満了後に資産が使用者の所有物になるような場合（実際の売買に当たるようなリース契約の資産）	⇒	申告が必要
リース契約の内容		資産を借りている方								
契約満了と同時に資産が回収されるような場合（通常の賃貸借契約によるリース資産）	⇒	申告が不要 (リース会社が申告)								
所有権留保付割賦販売等の、リース期間満了後に資産が使用者の所有物になるような場合（実際の売買に当たるようなリース契約の資産）	⇒	申告が必要								
	※ 不明な場合は、契約書を用意して税務課までご相談ください。									

Q10	ナンバーを取得していないコンバインと田植機を所有しています。償却資産（固定資産税）の申告対象となりますか？												
A10	農耕作業用自動車等で小型特殊自動車に分類されるものは、軽自動車税の対象となりますので償却資産の申告は必要ありません。小型特殊自動車かどうかの判定は以下のとおりです。												
	(1) 小型特殊自動車とは												
	<table border="1"> <tr> <td>農耕作業用自動車</td> <td>トラクタ、コンバイン、田植機（乗用装置のあるもの）等</td> </tr> <tr> <td>特殊自動車</td> <td>フォークリフト、ショベルローダ等</td> </tr> </table>	農耕作業用自動車	トラクタ、コンバイン、田植機（乗用装置のあるもの）等	特殊自動車	フォークリフト、ショベルローダ等								
農耕作業用自動車	トラクタ、コンバイン、田植機（乗用装置のあるもの）等												
特殊自動車	フォークリフト、ショベルローダ等												
	(2) 農耕作業用自動車について 最高速度によって分類されます。												
	<table border="1"> <tr> <td>最高速度が35km/h未満</td> <td>小型特殊自動車</td> <td>⇒</td> <td>軽自動車税の対象</td> </tr> <tr> <td>最高速度が35km/h以上</td> <td>大型特殊自動車</td> <td>⇒</td> <td>償却資産の対象</td> </tr> </table>	最高速度が35km/h未満	小型特殊自動車	⇒	軽自動車税の対象	最高速度が35km/h以上	大型特殊自動車	⇒	償却資産の対象				
最高速度が35km/h未満	小型特殊自動車	⇒	軽自動車税の対象										
最高速度が35km/h以上	大型特殊自動車	⇒	償却資産の対象										
	(3) 特殊自動車（農耕作業用自動車を除く）について 車両の大きさや最高速度によって分類されます。												
	<table border="1"> <tr> <td>A 車両の長さ</td> <td>B 車両の幅</td> <td>C 車両の高さ</td> <td>D 最高速度</td> </tr> <tr> <td>4. 7m以下</td> <td>1. 7m以下</td> <td>2. 8m以下</td> <td>15km/h以下</td> </tr> </table>	A 車両の長さ	B 車両の幅	C 車両の高さ	D 最高速度	4. 7m以下	1. 7m以下	2. 8m以下	15km/h以下				
A 車両の長さ	B 車両の幅	C 車両の高さ	D 最高速度										
4. 7m以下	1. 7m以下	2. 8m以下	15km/h以下										
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">  </td> <td>A～Dの全ての要件の範囲内</td> <td>⇒</td> <td>小型特殊自動車(軽自動車税の対象)</td> </tr> <tr> <td>それ以外</td> <td>⇒</td> <td>大型特殊自動車(償却資産の対象)</td> </tr> </table>		A～Dの全ての要件の範囲内	⇒	小型特殊自動車(軽自動車税の対象)	それ以外	⇒	大型特殊自動車(償却資産の対象)					
	A～Dの全ての要件の範囲内		⇒	小型特殊自動車(軽自動車税の対象)									
	それ以外	⇒	大型特殊自動車(償却資産の対象)										
	(4) 農耕作業用自動車に取り付ける機械装置（アタッチメント）について 自動車本体と一体となって使用されるものであることから、農耕作業用自動車（小型特殊自動車）と機械装置の所有者が同一の場合は、償却資産の申告は必要ありません。												
	<table border="1"> <tr> <td>アタッチメント</td> <td>農耕作業用自動車 (小型特殊自動車)</td> <td></td> <td>償却資産の申告</td> </tr> <tr> <td>自己所有</td> <td>自己所有</td> <td>⇒</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>自己所有</td> <td>自己所有以外（借用等）</td> <td>⇒</td> <td>必要</td> </tr> </table>	アタッチメント	農耕作業用自動車 (小型特殊自動車)		償却資産の申告	自己所有	自己所有	⇒	不要	自己所有	自己所有以外（借用等）	⇒	必要
アタッチメント	農耕作業用自動車 (小型特殊自動車)		償却資産の申告										
自己所有	自己所有	⇒	不要										
自己所有	自己所有以外（借用等）	⇒	必要										
	※ 大型特殊自動車に取り付ける機械装置（アタッチメント）の場合は、償却資産の申告が必要となります。												